

五月十六日

兵庫ニユース

○露國皇太子殿下ニハ十九日神戸ヲ出帆シ東
京ヘハ向ワセラルル由ニ聞ケリ殿下ノ為ニ
ハ此クセラル、コソ宜シカルベシ日本人ハ兎
角他人ノ犯罪ヲ真似ルノ風アリ先頃彼ノ壯士
等カ露國公使館ヘ穩カナラサル書狀ヲ送りタ
ルカ如キハ頗ル今回ノ事変ニ関シテ奇怪ナル
考ヲ起サシムベキモノニシテ又人ヲシテ兎人
津田ハ其ノ狂乱ノ度ニ於テハ彼ノ豫メ深キ計
畫ヲナシタル輩ト少シモ異ナル所アラサリシ

ヤノ疑ヲ確カメシムベキナリ

○今回ノ究行カ大津ニ於テ起リタルハ益々不
思議ナリト云ハサルベカラス何トナレバ大津
市民ハ殿下カ来遊セラル、コトヲ聞クモ毫モ
之ヲ歡迎スルノ意ヲ表シタルコトナケレバナ
リ余輩ハ去ル四月十八日ノ紙上ニ於テ既ニ此
ノ事ニ関シテ報道ヲナシタルコトアリ今左ニ
之ヲ再記セシ

之ニ及シテ大津ノ市民ハ頗ル奇異ノ感情ヲ表
セリ彼等ハ殿下奉迎ノ為ニ何等ノ準備ヲモ為

スコトナカルベシト決意シタルモ官廳ノ督促
ニヨリ始メテ逢坂山ニ緑門ヲ設ケ麻上下ヲ著
ケテ此ニ出迎スルコトニ決シタル位ナリ

日本人民中ニ殿下ニ對シテ敵意ヲ抱クモノア
ルハ此ノ一事ヲ以テモ知ルヲ得ベシ大津市民
ノ舉動既ニ此ノ如シ今回ノ変事ノ偶々大津ニ
生シタルハ頗ル奇異ト云フベキナリ

刑法

レ
ハ
ナ
リ

ヲ層一層熾昌ナラシム然レモ猶之ヨリ陰幽ニ

シテ且危険ナルモノアリ則チ日本人ハ巧ニ警官ノ注意ヲ欺キ変幻出沒好シテ秘密結社ノ癖アリ一ノ重罪事件起ル毎ニ下手人ハ自殺シテ其連累者ヲ隱蔽スルヲ例トス是レ政府ノ務ヲ一掃スベキ蠻風ト謂ツ可シ秘密結社ハ國ノ大害ニシテ遂ニ公益上之ニ嚴法ヲ施スノ已ムヲ得ザルニ至ル可シ

歐洲ニ於テ立法者ハ寧ロ人類一般ノ傾向ニ從ヒ刑罰ノ如キハ可成之ヲ輕減セシトスルニ歸セリ如何トナレハ世ノ開明ニ伴隨シ刑罰ハ道德上ノ制裁トシテ心ニ之ヲ感スル刑ノ身ニ於ケルヨリ甚シキモノアレハ也日本ノ如キハ大ニ然ラス未タ幼稚ノ邦國ニシテ罪ヲ犯スノ念

慮ハ唯外形的懲罰ノ恐怖心ヲ以テ稍々之ヲ鎮抑スルニ過ギズ

何レノ國ヲ問ハス皆其文化ノ程度ニ應シテ各刑法アリ日本古法ハ固ヨリ仏國ニ適セサルト今シク仏法ハ以テ日本ニ効用アルヲ得サルベシ是歐人日本人ノ共ニ同一法律ヲ戴ク能ハサル所以ナリ若夫日本ニテ歐洲ノ法律ヲ移植セシカ日本人ニ對シテハ又寛大ニ過ギン然ラハ自國相當ノ法律ヲ採用セシカ歐人ハ決シテ之ヲ肯シスル能ハス

法華經

五月十一日
チャップマンデーリーヘラルド

シテ之に理由ト云ふ處分、平常トス

余輩、今或一報、遂に接して唯々舊望

長二部下「書」性質狀等ソ一々識別

四五日、ニ過サレ知事ヲシテ日暮コシ
其ノ幕僚ヲ識セシメトスルニ到御望
~~ハ~~ 然リ然ルニ偏々其ノ部下ノ
一人、露國皇太子殿下ヲ傷ムルモノ
アリシカ者メ、~~ハ~~ 縣知事ニ見ウシメタ
ルハ果シテ正當ノ處分ナリト稱ヤ云
フヲ得ヤカ聞リ所ニヨレバ殿下ハ皇帝
陛下ノ御面注ノ御リ親々知事警部長
ニ對シテ實大ニ處分アリシコトヲ知マセシタリ
ト然ルニ殿下ノ怨情ハ余ヤ~~ハ~~ 其効ナ

非ス
トニ

シテ大セス
不~~ハ~~ 知事ニシテ
知事知事ニシテ、其ノ官ノ免セシタリ、
中~~ハ~~ 余輩カ同ク得サル積習、極又
ハ諸極ノ不都合アリシニアラサル以上、余輩
ハ決シテ全固ノ處分ナシテ正當ト爲ス能ハ
ズ、然リ然ルニ正當ノ理由ナキ以上、ハノ處分ハ
~~ハ~~ 氏ノ任免スルノ積、アル者カ露國ニ
對シテ~~ハ~~ 意ヲ表セル~~ハ~~ 事ナリ
自己ノ御意~~ハ~~ 知~~ハ~~ ナ言部長ノ
犠牲ニ供シタルノ形跡アリト云フサルベカラズ
更ニ角世人ノ一般ニ~~ハ~~ 氏ニ對シテ~~ハ~~ 取

居
中
氏

不孝ノ憐ミ且フ此處多ク刻薄ナル處分ト
之ツキニ甚ク刻薄ナル處分ト
スルナルベシ氏ノ友人ニ又氏ヲ遠キラスレテ
一冉々他ノ官職ニ仕奉セラルルヲ祈ルナリ
ナルベク又此處ノ議會開設セラルルニ
至ラハ今因ノ處分ハ定メテ一場ノ大議
論ヲ惹キ起スルハ其ノ由リニ
カヤノ官ニ受シタルノ理由ヲ聞ク
得ル機アルベシ

五月十八日ジャボン報

日本政府ハ露國皇太子御遭難ニ関シ日本ノ新聞其他出
版物ノ記事付大ニ憂慮ス所アリ遂ニ憲法第百條據
リ緊急命令ヲ發シ以テ豫メ其監督法ヲ設定シタリ
抑々命令ハ議會ノ開會中ナリ以テ天皇ノ大權ニ依リ發セ
ラレタモノナリ其開會ヲ待テ之ヲ提出シ其協賛ヲ經ヘキ
モノナリ
此ノ如キ例外法ハ議會之ヲ協賛スヘキヤ吾人之ヲ疑ハサルニ
非スト雖畢竟露國皇太子ノ御遭難ヨリ露國關係ノ問
題ヲ惹起サバリシメシカ爲ニ出ラタリ(露國)ハ假令議會ノ
協賛セサルヲアルモ政府ハ敢テ意ニ付ス所ナカルベシ
然レニ該勅令ハ到底此ノ如キ擴張タル意義ニ於テハ之ヲ維
持スルニ能ハルヘシ實ニ該勅令依リ日本印刷物ニ付キ

内務大臣無限ノ権力ヲ有スルモノニシテ日本新聞ノ政治
ニ関スル記事ハ悉ク内務大臣ノ検閲ヲ經ル可ラズ
如何シテ内務大臣ハ其權ヲ行シトスルカ日露ノ關係ヲ變
傷スルノ恐アリト認ク新聞紙ノ發行ヲ禁遏スル止ルカ
將タ一般ニ日本新聞紙ヲシテ口ヲ籍セシメントスル乎

五月十八日 チヤワパンメール

○露國皇太子殿下ノ歸國

五月十九日東京新報第二回第五欄ヲ

見ヨ

○緊急勅令

全國會第二回第四欄ヲ見ヨ

○凶行ノ結果

本月十六日ノ官報ハ滋賀縣知事沖氏ハ其ノ官
ヲ免セラル同縣警部長齋藤氏ハ免官ノ上位記
返上ヲ命セラルタルコトヲ報セリ世人ハ此ノ

報道に接シテ定メテ大ニ驚ケルナラシ齋藤氏
ノ處分ハ實ニ他ニ非類ナキ嚴ナルモノト云フ
ベシ蓋シ位記返上ノ制ノ始マレルハ既ニ数年
ノ前ニ在リテ極メテ輕カラスル過急ニ加附セ
ラルハノ罰科ナレハ今齋藤氏カ之ヲ命セラレ
タルヲ見レハ氏ハ甚タレキ過急アリト認メ
レタルモノトナサハルヲ得ス氏ノ過失ノ性質
ニ就キテハ聊カモ疑ヲ容ルベキナレ蓋シ氏カ
此ノ處分ヲ受ケタルハ凶漢津田カ殿下未遊ノ
時ニ當テ其ノ護衛ノ任ニ堪ヘサリレトコトヲ氣

附カサリレハ不都合ナリトノ理由ニヨレルナ
ルベレ此ノ外ニハ何一ツトテ氏カ免官ノ理由
トシテ見ルベキモノハアラス余輩ノ知レル所
ニヨレハ凶漢津田ハ其ノ履歷ニヨルモ又平素
ノ行状ニヨルモ若シ其ノ精神ニ異常アルノ疑
ヲ存スルコトナクハ最モ巡查ニ適當セルモノ
ナリ然ルモ今齋藤氏カ其ノ官ヲ免セラレタル
ヲ見レハ氏ハ直接ニ人民ノ生命財産ヲ保護ス
ルノ任アル巡查ヲ監督スルノ身ニアリナカラ
津田ノ狂人ナルモ氣附カサリレトノ廉ヲ以テ

處分せられタルをノナラシ知事沖氏ニ関シテ
ハ余輩ハ頗ル其ノ免官ノ理由ノ何邊ニアルヤ
ヲ知ルニ苦ムナリ氏ハ極メテ事務ニ長ケタル
人ニシテ且ツ今回殿下歡迎ニ就キ熱心ニ周施
盡カシタルノ点ニ於テハ恐ラク他人ノ及ハサ
ル所ナラシ加之氏ハ大津事変ノ三日前ニ任地
ニ達シタルノミナリ勿論縣知事トシテハ縣内
一般ノ行政ニ関シテ氏自ラ其ノ責任ニ任セサル
ベカラスト雖今回ノ事変ニ関シテハ余輩ハ決
シテ氏ヲ以テ責任者トナスノ理由ヲ見出ス

ト能ハス或ハ殿下遊覧中其ノ行列ノ配備上欠
クル所アリレトノ爲トモ思ワルレトモ殿下ハ
既に京都ヨリ其ノ行列ヲ以テ大津へ成セラレ
タルコトナレハ滋賀縣管内ニアリテハ夫ト同
様ノ行列ニテハ警衛上何カ不安心ナリトノ事
情アルニ非ラサレハ此ノ点ニ於テ責任ヲ氏ニ歸
スル能ワサルカ如シ然レトモ氏カ今此ノ處分
ヲ受ケタルヲ見シハ滋賀縣管内ニハ何カ此ノ
行列配備ヲ変ヤサルベカラサル事情ノアルア
ワテ氏カ全リ之ニ氣附カサリシモノト思ワル

ルナリ余輩ハ決シテ此ノ如キコトアリシヲ信
セズ然レトモ沖氏カ他ニ顯著ナル理由ナクシ
テ其ノ官ヲ免セラレタルヲ見レハ又假リニ此
ノコトアリシモノトナサ、ルヲ得サルナリ氏
ハ直ニ辞表ヲ呈セリ然レトモ辞職聞届ノ沙汰
ニ及ハレスシテ其ノ官ヲ免セラレタリ勿論尚
ホ詳細ノ報道ヲ得タル上ニアラサレハ此ノ事
ニ関シテ確實ナル評論ヲナスコト能ワサレト
モ兎ニ角世人カ一般ニ沖氏ヲ氣ノ毒ニ思ヒ居
ルハ事實ナリ或ハ説ヲナシテ知事及ヒ警部長

ノ兎官ハ露國ノ請求ニヨレリト揣摩スルモノ
アレトモ是レ無稽ノ甚シキモノナリ此ノ如キ
コトヲ請求スルハ國威ノ消長ニ関スル重大ノ
事件アリタル時ニ限レリ今回ノ事変ノ如キハ
決シテ左ノ重大ノモノニアラス今回ノ事変ニ
関シテ日本カ上下ヲ舉ゲテ痛哀ノ意ヲ表シタ
ル点ニ於テハ實ニ到レリ盡セリト云フベレ露
國豈其ノ友誼上日本ニ對シテ此ノ如キノ請求
ヲナサレヤ

可蘇成ノ處分
 定、他、非類
 其嚴ナルモノ
 カフヤレヨシ

ヲ免セラレ同知覺部長新藤氏ハ免及ノ上位
 記返上ノ命セラレタルユトテ復セリ世人ハ此ノ
 被服道ニ接シテ定メテ大ニ驚愕ケルナラシ
 信記返上ノ制ノ如クシルハ既ニ數年ノ前ニ在
 リテ極大テ輕カラサル過怠ニ加ヘ
 セラルル罰科ナレハ今テ新藤氏カ之ヲ余
 セラタルヲ見ハ氏ハ甚クシキ過怠
 也ト認メラレタルモノトナサザルヲ
 得スギノ過失ノ性質ニ就キテハ御カモ疑ヲ
 容ルヤナシト蓋シ氏ハ其ノ處分ノ所及ケタルハ凶

海
 部
 局

漢津田^カ ~~田~~ 殿下承政ノ時、當テセリ護
衛ノ任ニ堪ヘサリレ^{コト}、氣附カサリシト~~ハ~~不
都合ナリト~~ハ~~、理由ニヨレルナルマレハ、
外ニハ何一ワトテ氏カ免官ノ理由トシテ見ル
ヤモモ、ハアラス年輩ノ知レル所ニヨレハ、山漢
津田ハ世ノ復唐ニヨレモ又平素ノ操
行状ニヨルモ、最モ~~此~~通事トナリ
若シタノ精神ニ異変アルノ疑ヲ存スルコ
ト~~ハ~~ナリ、最モ~~此~~通事ト~~ハ~~通事セムナリ
然ルモ今存蘇^カカ^カ官ヲ~~ハ~~更ヒタルヲ見

漢津田

レ、我ハ直接ニ~~ハ~~、我ノ生命財産ノ保護
スバ任アル~~ハ~~、~~此~~通事ト~~ハ~~、身ニアリナカラ
津田ノ任人ナルニ氣附カサリレトノ虞、
テ~~ハ~~、~~此~~通事ト~~ハ~~、知事沖氏ニ
附シテハ、年輩ノ~~ハ~~、~~此~~通事ト~~ハ~~、
魯ニアルヤノ知~~ハ~~、~~此~~通事ト~~ハ~~、
務ニ長ケタル人ニシテ、且ツ今回~~ハ~~、
ニ就キ~~ハ~~、~~此~~通事ト~~ハ~~、
恐ラク~~ハ~~、~~此~~通事ト~~ハ~~、
事~~ハ~~、~~此~~通事ト~~ハ~~、

漢津田

勿論お知すトシテハ、島内一般ノ行政、國
シテ氏自ラ其責ニ任セザンマカラスト雖、
今因ノ一變、國シテハ、年輩ヲ決シテ氏ヨリ、
ニ責任ヲトナスノ理由ヲ見出スコト能ハス
或ハ然ラズ遊覧中セノ行列ノ既備上欠ク
ル所アリレトモ、トモ思ハルモ、レトモ毀
トハ、既ニ京都ヨリ其ノ行列ヲ次テ大津ヘ
成セラレタルコトナレハ、遂ニ島内ニアリテハ
夫ノ同様ノ行列ニテハ、警衛上印カ不致ナリ
トノ事情アルニ非ラザレハ、一止ニ於テ責シ氏

海防局

ニ歸スル能ハサルカ如シ然レトモ、氏カ今迄ノ處分
シテ受ケタルソレハ、滋賀島内ニ印カ此ノ行
列既備シ、變セサルマカラス一情
ノアルアツテ、氏カ之ニ氣付カサリ、
思ハルハナリ、年輩ニ決シテ、
信セズ然レトモ、沖氏カ他ニ、
シテモ、
ニハ、
ハ直ニ、
ハ、

海防局

勿論尚お詳細ノ程道ヲ得タニ上ニアラセハ
此ノ下ノ國ニテ確定ナシテ詳論ソナスコト
能ハシトモ定ニ申セムカ一般ニ沖氏ヲ
毒ニ思ヒ居ルハ實ナリ或ハ彼ヲナシテ知
及ニ望ミ部外ノ憂ある露國ノ情報ニコレリト
揣摩スルモノアリトモ是レ無一牧者ノ是レキ
モノナリ此ノ世キコトシ情報スルハ國威最
大ナル時ナリナリ也消長ノ國スルハ可大
ノ一件アリタニ時ニ照シテ今固ノ一變ノ如
キハ決シタハ重タルモノニアラス今固ノ一變

國にテは事々に下リ聲をテ哀痛を
 痛哀ノ意ヲ表シタルに於テ實ニ到シ
 リ書セリト云フヤし而も國も事ト其
 豈に事な徳上の事と對シテ其ノ如キ後
 此の如キヤと云フべし然れども其ノ如キ

月替へん

校書

へん記老定下

美新奇し一報り得るより之を定下

美新奇し一報り得るより之を定下

美新奇し一報り得るより之を定下

美新奇し一報り得るより之を定下

美新奇し一報り得るより之を定下

美新奇し一報り得るより之を定下

美新奇し一報り得るより之を定下

吾等も晩巡を以て此れを是と云ふ事あり
 り而して此張札印紙の堂橋キ久高店
 へ探偵に其他の報告より此等実情より
 へ通報する人ノ数人へ速捕せしむ
 其下手者ハ未タ捕へ能ハズ
 其尚ホお言ひ附記スル所ハ其時
 即チ其此中宜ハ或人ノ跡ヲ其報告
 にも多ク其東京ノ友横座ニ於テハ其
 大ニ此等ノ秘密ニヤリト云フ其ガ
 部下ハ其等ニ其セザルコトヲ決定シ又
 一ノ

注
 備
 局

此アハ日印政府ハ其等此等ノ事
 可ニ其ノ大敵ニ其ハ記者正下ハ以て其書
 自由瑞報ニ其ハ其ト信ス
 其等知 一日耳愛人
 其等ハ其等ヲ其
 其等ハ其等

其等ハ其等ヲ其
 其等ハ其等

湯
律
居

三ノ賀実元、實力度江上此事件

卷一

五月十九日
チャ
ン
ハ
ン
ガ
ゼ
ツ
ト

日本政府の態度不正ニ
沖知事官ノ宛

レタル、衆人ノ意外トスル所ナリ、今圓ノ事

愛人ヤ日本政府ハ
~~御~~ 際直ニ冲氏ヲ

免官セント欲ヤルナラン
是濕乱ノ際也

處ノ旨ナキ時ニ當テ、此ノ如キ考ヲ禁ズルハ

誰しも免レザルナリ然レども余非軍政ニ力

熟思
田考ノ後
之ヲ実行スル
至リタル

ヲ見テ實ニ警告ニ堪ヘサルナリ
府知事カ

正當ノ理由ナクシテ其ノ位置ヲ奪フレタルハ

今度始マテノ事ニアリサルヲ以テ世ノ新
 知者ノ神業ヲ知リ及テ知者ノハ其
 ノ知者ノ知者ニ入リニ非ラサリシナレトノ疑ヲ生
 スルニ至レリ后田外國人ハ一般ニ沖氏ノ為ニ其ノ
 不幸ナリト曰フ。氏ノ再々他ニ仕奉ルノ事
 セラレシコトノ祈レリ沖氏ノ如キ外人ニ對ス
 ル極ニ温和良ナル人ニ對シテ今圓ノ一件
 ニ関シ過意又ハ不注意ノ疑ヲ蒙ラレタル實
 ニ不正ノ上處メト云フマシ外ハ人カ易ク日本ノ
 法律ニ服スルノ事肯ハサシモ其金ノ之カ為

約言部長ニ對スル處分ハ至極正當ナリト云
 フレ苟シモ一縣ノ約言案ニ長タルモハ一々其ノ部
 下ノ性行ノ氣質ノ識別レ殊ニ今圓ノ如キ
 國賓ノサ得衛ニ充ツキモノニ至リテハ最モ
 深ク海東ニ介セム權ニ任スルセサルベ
 カラス也ルニ今圓ノ如キ一變ヲ生スルニ時至リタ
 ハハ必ズ見事其都府に任スルノ望ヲサリシニ物モサレ
 ベカラス

五月十九日

新内閣政要

新軍通信新新聞
新内閣ノ政略ナリトシテ報

道して曰く、松方内閣、改組ハ山形内閣ト異

此所ナカルヤレ松方伯ノ方針トスル所ニ大ニ

政費ノ節減ニ
取極メ組織ヲ一新スルヲ以テ

行政ノ組織ヲ改良スル費用少ナカラシムトスル

ニ在リ而シテ、
條約改正ノ問題ニ関スルハ

伯、從來ノ失敗ノ上ニ重子テ又失敗ヲ加フル

財日本、外國に對して金と銀とを失ふ

ニ至ルヤレトノ意見ヲ抱ケリ政ニ伯
勉メテ謹慎警言戒ヲ加フベシ既ニ各政
府部内ノ議論ノ一統ニ且ツ完備ナル草案
備ヘタリ伯ニ決シテ輕卒事ヲ過ルカ如キ
トアヲサルバレト通信社ノ報スル所ニ依リ
然レトモ以ノ數年間ノ情況ニ詳シキ人ニ
政府ノ政策ヲ判斷條約改正ニ關スル政府
ノ方針ノ毫モ從前リ異ナルナカルバキヲ
見ルニ難カラサルマシ急遽ノ休止ニ實
ニ大隈伯退職後以來日本政治家ノ慣用ノ

ニ至ルヤレトノ意見ヲ抱ケリ

公ニ

手帳ヲ主ニ義ヲ凡ソ何事カ他人ニ
私セント欲セハ先ツ其ノ前ニ之ニ關シテ内談
ヲナスヲ得策トス君ニ談判ノ開始シタル
後ニ至リテ俄ニ熟思スハ自問自答ヲ
ナスカ如キエトアヲ以テ諾軍タル際ニ双方相互ノ
寛容ニ依リテ忍耐力ヲ云フニ至
ルベシ

毎

五月十九日

★ 1 儿 新书按书

拝啓 日本國民カ今回ノ一変ニ関シテ震國ニ
 對シテ表ハシタル感情ハ 固ニ極ニ實ニ
 傷瀝ナリト云フマシ然レトモ丁寧ノ言ハ度々過
 クシ卑屈ニ陷ルコトアリ 自ラ謝スルモノハ自
 ラ責ムト 至言ト云フマシ 日本人カ今回
 ノ一變ニ関シテハ其キノ感情ヲ表ハシタルハ實
 ニ日本人ノ名譽著リ也レトモ今日歐洲諸國殊
 ニ諸國ノ於テハ政府ノ上ニあツモノハ常ニ標的
 ノ位置ニ立ツテ免レス 政治上ノ失意者又ハ普

通ノ任人等カ取ハ極度憂病ノ為ニ致シ愛國
ノ熱情ノ為ニ又ハ早ニ各々得ニカ為ニ
此等ノ犯罪ヲ犯スモ年々増加スルノ勢アリ
ハ實ニ陰シモヤキ一実ナリ豈ニ独ニ持ニ日
本ノミ然ラレヤ

日本ハ既ニ相番ノ謝意ヲ表セリ然ルニ尚ホ自
ラ安レセシテ知事ヲ免官シ大使ヲ差遣
スルハ余ソ以テ之ヲ見レハ寧ろ過分ノ嫌ナキ
然ラズ日本ハ既ニ必要ヨリモ充分ナル謝意ヲ
表セリ乞フ無益ノ卑下ヲ為シテ自ニ賤ラスル

コトナカレ

岡田三花ハ露太子ニ對シテハ只一ノ傷
痕ヲ遺與ヘタルノミ然レトモ彼カ日本ノ條
約改正ノ上ニ與ヘタル傷害ニ至リテハ其ノ
傷減ニ癒ヘ易カラズ

一八九二年五月十七日

本國保守黨某

スール野軍記者足六

青子合刊行

上海特餐電報

五月二十六日 東京發
露國皇帝ハ皇太后

子ノ所伯剎面漫遊ノ紀念トシテ同地

在議眾因徒一同、
福利年期、三分、

ニ
シ
減
并
ミ
タ
リ